

重要

奨学金の交付が終了するまで大切に保管してください。

(2023.4)

あしなが育英会奨学生のおてびき

奨学金に関して重要な内容ですので、奨学生と保護者の方は、必ずお読みください。

奨学生番号

—

氏名

奨学生のみなさんへ

みなさんは、あしなが育英会から奨学金の交付を受ける奨学生として採用されました。

継続して奨学金を送ってくださる「あしながさん」など社会の多くの方々が、みなさんの進学を応援して下さり、温かいエールを贈り続けていらっしゃいます。

ぜひ「あしながさん」のお気持ちを大切に、充実した学校生活を送ってください。

はじめに

1. 住所変更や休学・転校などの場合は、すぐにあしなが育英会へ手続きをしてください

本人・保護者・連帯保証人の住所変更、学校を転校・休学・復学・退学したときなどは、すぐにあしなが育英会に届け出てください。届け出の方法は下の「住所変更や休学・転学・退学などの届け出の方法」を読んでください。

2. 提出物は、期日までに提出してください

奨学金交付中は、下記を提出する必要があります。

●生活状況報告書（毎年度末）

●夏休みの宿泊行事「つどい」出欠の返事（「つどい」が開催される年の6月か7月）

これらの提出物は、そのつど本会から送りますので、必ず期日までに提出するようにしてください。

また、上記以外にも、本会から提出（回答）を求められたものは、そのつど提出（回答）してください。

3. 奨学生番号は忘れないようにしてください

あしなが育英会に提出する書類の記入や問い合わせをするときには、あなたの奨学生番号が必要です。奨学生番号は、「223-00000」のような「3ケタ-5ケタ」の番号で、奨学生採用通知に記載されています。忘れないように、この「奨学生のおてびき」の上の欄や手帳などにメモしておきましょう。

なお、奨学生番号は高校奨学生だった人が、大学奨学生や専門学校奨学生になったときには、新しい番号がついていますので、以降は新しい奨学生番号を使用してください。

4. 困ったときは相談しましょう

学校や家庭のことなどで困ったことや、悩みごとがあるときは、4ページ目にある連絡先にいつでも相談してください。

奨学金の送金

奨学金は、毎年5月（4～6月分）・8月（7～9月分）・11月（10～12月分）・2月（1～3月分）の10日（土・日・祝日の場合はその前日）にあなたが指定したゆうちょ銀行の口座へ3か月分をまとめて直接送金します。ただし、第1回目の送金だけは、別の日になります。通帳記帳などで入金されているかどうか確認してください。なお、入金されるまでに2日前後の日数がかかる場合があります。また、送金月の15日頃になっても指定した口座に届いていないときは、すぐに連絡してください（ゆうちょ銀行の手続きをすれば、ゆうちょ銀行の口座の入金状況などをインターネットで確認することもできます）。

住所変更や休学・転学・退学などの届け出の方法

奨学生は、次のようなことがあったときは、すぐにあしなが育英会に届け出なければなりません。まず、あしなが育英会に電話（フリーダイヤル0120-77-8565）してください。

1. 休学した場合 提出書類：休学届（本人記入）休学証明書（学校発行）

休学した場合は、休学証明書（学校発行）と、休学の理由を詳しく記入した休学届（別紙）をすぐに提出してください。休学期間中は、奨学金の交付は停止となります。

2. 復学した場合 提出書類：奨学金復活願（本人記入および学校発行）

学校に復学した場合は、すぐに奨学金復活願（別紙）を提出してください。提出がないと奨学金交付の再開ができませんので、復学したら必ず手続きをしてください。

3. 転校(転籍)転学(転学部)した場合 提出書類：転学・転籍届（本人記入）新しい学校の在学証明書（学校発行）

他の学校へ転校した場合、または高校生が全日制から定時制・通信制へ転籍した場合、大学生が学部や学科を変更した場合などは、転学・転籍届（別紙）と、転校・転籍先の在学証明書をすぐに提出してください。また、大学奨学生もしくは専門学校奨学生が転校・転学により貸与額が変更した場合は「覚書」を送りますので、奨学金の金額を確認のうえ、必要事項を記入して期日までに提出してください。

4. 退学した場合 提出書類：退学届（本人記入）退学証明書（学校発行）

退学した場合は、退学届（別紙）と退学証明書（学校発行）をすぐに提出してください。本会が提出書類を受け取った後、貸与奨学金を利用している場合は「返還確認票」等を送りますので、交付された奨学金の最終的な額を確認してください。

貸与奨学金は退学後、6か月を過ぎると返還が始まります。返還が困難なときは、返還を一時停止して先に延ばすことができます（詳しくは「返還の猶予・免除」を参照ください）。

5. 奨学金をやめる場合 提出書類：辞退届（本人記入）

奨学金の交付をやめる場合は、辞退届（別紙）を提出してください。辞退届を受け取った後、貸与奨学金を利用している場合は「返還確認票」等を送りますので、交付された奨学金の最終的な額を確認してください。以下、退学の場合と同じです。

6. 住所・氏名・連帯保証人などの変更があった場合

提出書類：住所変更届、改姓届・本籍地変更届、保護者・連帯保証人変更届（いずれも本人記入）

住所や氏名・連帯保証人などが変更になった場合は、すぐに、「住所変更届」「改姓（名）届・本籍地変更届」「保護者・連帯保証人変更届」（別紙）を提出してください。

7. 奨学生が亡くなった場合 提出書類：辞退届（家族等）

奨学生が亡くなった場合は、親権者または家族が、辞退届（別紙）を提出してください。辞退届を受け取った後、「奨学金免除願」を送りますので必要事項を記入して提出してください。

奨学金の停止および奨学生資格喪失

休学中は、奨学金の交付を停止します。また、留年（原級留置）や著しい成績不良の場合は、奨学金の交付が停止されることがあります。なお、奨学生として適当でない事実があったときは奨学生の資格を失うことがあります。

報告書などの提出

奨学生は、次の書類を提出しなければなりません。

1. 学年末（毎年度末）

奨学生は、毎年学年末に「生活状況報告書」を提出しなければなりません。2月に生活状況報告書の案内を送りますので、よく読んで回答し、期日までに定められた方法で必ず提出してください。

学校の成績状況や在籍状況については、あしなが育英会から直接在学学校長へ報告を求めます。その結果、進級していれば、奨学金は引き続いて送金されますが、留年（原級留置）や著しい成績不良の場合は、奨学金の送金が停止となります。

2. 卒業するとき

奨学生が卒業するときは、学年末に「生活状況報告書」「返還金口座振替申込用紙」を提出しなければなりません。用紙は、本会から送ります。

奨学金・一時金の返還

1. 奨学金・一時金の返還

①奨学金の返還金が、後輩の奨学金になります

みなさんから返還（返済）された奨学金や一時金は、すべて奨学資金に繰り入れ、再び後輩奨学生の奨学金となります。返還がスムーズに行われないと、奨学生の採用数も制限されます。進学を希望し、奨学金の交付を望んでいる多くの後輩のためにも、しっかりと返還を行ってください。

なお、退学などにより奨学生の資格を喪失しているにも関わらず、報告を怠るなどで奨学金を受け取った場合、その間の奨学金は貸与・給付ともに即時返還していただきます。

②覚書の提出

転学などにより奨学金の貸与金額が変更した場合は、奨学金の「覚書」を送付しますので、必要事項を確認のうえ、期日までに提出してください。

③返還計画と返還額

返還計画と返還額の一例です。奨学金の貸与分は学校卒業後、最長 20 年間で返還できます。

【大学など月 4 万円の場合】4 年間総額 192 万円を 20 年間で返還すると、毎月約 8,000 円です。

※奨学生本人の都合により、いつでも繰り上げて返還することができます。

④返還の方法

返還は、交付終了の 6 か月後に開始されます。「返還確認書」に記入した返還方法〔年 1 回払い（12 月）、年 2 回払い（6 月・12 月）、毎月払い〕により、口座振替（銀行口座から自動引き落とし）などで、返還することになります。また、口座振替以外の方法によって、返還することもできます。

2. 返還の猶予と免除

①返還猶予（返還を一時停止して開始時期を延期）

以下の(1)～(5)に該当するときは、返還猶予を申し出ることができます。本会と相談のうえ、認められれば、返還が猶予されます。

- (1)災害や病気で返還が困難なとき。
- (2)高校・高専・大学・大学院・専修・各種学校などに在学するとき。
- (3)外国で学校に在学し、または研究をしているとき。
- (4)生活保護法で生活の援助を受けているとき。
- (5)経済的な事情などやむを得ない事情があって、返還が困難なとき。

②返還免除（死亡など）

奨学生本人が、奨学金を交付されている期間中、あるいは奨学金の返還完了以前に、死亡されたときなどは、返還を全部または一部免除することがあります。返還免除を申し出ると、本会から「奨学金返還免除願」を送ります。「奨学金返還免除願」に、必要事項を記入・押印のうえ、他の必要書類と一緒に提出してください。

奨学金制度以外のあしなが育英会の事業

1. 奨学生のつどい

「奨学生のつどい」は、本会が一番力を入れている重要な行事ですので、出来るだけ出席してください。なお、高校奨学生は特別な事情がない限り、在学中少なくとも 1 回は出席することになっています。

① 高校奨学生のつどい

高校奨学生が毎年夏休みに全国の各地区で集まり、ゲームや野外活動などを通して友だちづくりをし、お互いの友情を深め励ましあって、よりよい人生を歩むことを目的としています。大学や専門学校奨学生がリーダーとして参加し、高校生活や進路についての相談にのります。

② 大学奨学生、専修・各種学校奨学生のつどい

全国の大学および専修・各種学校奨学生1～2年生を対象に夏休みに開催します。著名人や奨学生OB・OGの講演、話し合い、外国人の大学生（あしながインターンシップ生など）との交流などのプログラムをとおして、学生生活や人生に積極的に取り組んでいくことを学びます。

2. 心のケアの拠点 レインボーハウス

神戸レインボーハウスは、阪神・淡路大震災遺児の心をいやす日本で初めての「心のケアの家」で、現在は小中学生の遺児の心のケア活動をしています。2007年、東京・日野市に開設された「あしながレインボーハウス」でも、神戸の体験を生かし、全国の小中学生遺児の「心のケアプログラム」を行っています。また、東北では東日本大震災遺児の「レインボーハウス」を2014年に開設し、心のケア活動をすすめています。

3. 学生寮「あしなが心塾」「虹の心塾」

首都圏や関西圏の大学に進学できるように、学生寮「あしなが心塾（東京・日野市）」と「虹の心塾（神戸市）」を運営しています。寮（塾）費は、家具・寝具など完備で光熱費なども含め朝夕の2食付きで月1万円です。また、心塾生たちが将来、厳しい格差社会を生き抜き「世のため人のため」に貢献する人材に育つようにとの期待を込め、心塾には、挨拶・礼儀を重んじるルールや「人間力」を養成する独自のカリキュラムがあります。

4. 機関紙「NEW あしながファミリー」とホームページ

奨学生とご支援者との交流などのため、機関紙「NEW あしながファミリー」を発行しています。また、ホームページ www.ashinaga.org でも最新の情報をお伝えしています。ぜひお読みください。

5. 海外留学研修支援

異国の地で「国際性」「多様性」を養い、後輩たちのロールモデルになるリーダーを育成するために1年間アジア、アフリカ等へ派遣します(費用補助あり)。

6. 奨学金制度について

奨学金の種類	交付月額		申請期限	
高等学校奨学金 (高専・5年一貫校は3年生まで)	一律	30,000円(給付)	予約	9月1日～ 12月15日
			在学	5月20日
大学奨学金 (短期大学も含む)	一般	40,000円(貸与)	予約	6月20日
	特別	50,000円(貸与)	在学	5月20日
専修・各種学校奨学金 (高専・5年一貫校の4.5年生も含む)	一律	40,000円(貸与)	予約	6月20日
			在学	5月20日
大学院奨学金※1	一律	80,000円(貸与)	在学	5月20日

※1 大学院奨学金は、大学奨学生だった人対象

貸与の制度として、私立高校入学一時金 30万円、私立大学入学一時金 40万円、進学仕度一時金 40万円（高校奨学生対象）もあります。詳しくはお問合せください。

一般財団法人 あしなが育英会

〒102-8639 東京都千代田区平河町2-7-5 砂防会館4階

リ-ダ イル (0120) 77-8565 または (03) 3221-0888 FAX (03) 3221-7676

ホ-ム ペ-ジ <http://www.ashinaga.org> E-mail shougaku@ashinaga.org